

女性の家HELPPの活動内容



*1. シェルター活動

定員12名 居室(単身用5室、家族用3室)

*2. 電話相談

相談時間: 月～金、午前10時～午後5時
対応言語: 日本語、英語、フィリピン語、インドネシア語(曜日と時間によって対応できない言語が異なります)

電話番号: 03-3368-8855

*3. ニュースレター発行

『ネットワークニュース』
日本語 年2回発行
英語 年1回発行

*4. その他、講師派遣、政策提言、国内外の 関連機関・団体との連携と協力 など

女性の家HELPPにご支援を!



女性の家HELPPは矯風会会員と
広く一般の方の寄付によって

支えられています。

みなさまの暖かいご支援、
ご協力をお願いします。



日本キリスト教婦人矯風会

女性の家HELPP

女性と子どものための緊急一時保護施設
(無料低額宿泊所)



House in Emergency
of
Love and Peace
愛と平和の緊急時の家

問い合わせ

03-3368-8855

<https://kyofukai.jp>

制作 / メリーゴードラウンド
6,000部 / 2022.8

女性の家HELPとは？

女性の家HELPは、日本キリスト教婦人矯風会の創立100周年記念事業として、1986年に、性産業で働くことを強制された外国籍女性の受け入れを中心に、女性とその子どものための緊急避難センターとして設立されました。

以来、国籍・在留資格・年齢等を問わず、シェルターを必要とする女性と子どもたちに宿所を提供しています。1990年より、東京都来日外国人女性緊急保護事業補助金を交付され、母語での支援を重視した外国籍女性や子どもたちの支援のノウハウを持っています。

シェルター事業の概要

利用できる女性(とその子ども)

- 1) 配偶者等による暴力を受けた女性
- 2) 居所のない女性
- 3) 人身取引被害にあった女性
- 4) その他

*男児は、原則10歳までです。

利用期間

原則2週間です(延長も可能です)

利用申し込み

お住まいの福祉事務所でご相談下さい。
(ご依頼当日からご利用可能です)

利用料

利用料(室料、食費)がかかります。

利用料は、生活保護、自治体との委託契約、自費などでお支払いできます。詳しくは、福祉事務所やHELPにご相談下さい。

例:生活保護でご利用の単身の方の場合

	日額	月額
室料	(HELP所在地の)生活保護の住宅扶助上限額 ÷ 30日	(HELP所在地の)生活保護の住宅扶助上限額
食費	1800円 朝食 400円 昼食 600円 夕食 800円	日額 × 日数

シェルターでの生活

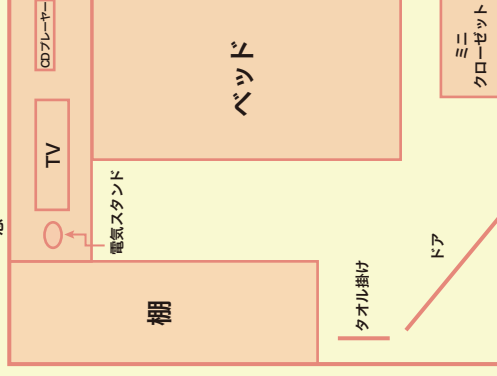
居室

全室個室です。
単身用…5室
家族用…3室

バス・トイレ

共同です。

例 単身者用居室の例



食事

専門の調理スタッフによる食事を提供します。食アレルギー、宗教等の配慮があります。



ひなまつりのお食事

24時間の見守りがあります

夜間、休日も含め、スタッフが常駐していますので、安心してお過ごしいただけます。緊急時には対応致します。

生活のお困りごとをお手伝いします

シェルター利用中のちよっとしたお困りごとを、ご本人の希望に添ってスタッフがお手伝いします。

例:お買い物、同行、お薬の管理など

さまざまなセラピープログラムがあります

ミュージックセラピー、フラワーアレンジメントなど、さまざまなプログラムがあります。参加は自由です。費用はかかりません。



アートセラピー作品